

第164回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年9月18日（水）午後2時00分
 2 開会の日時 令和6年9月18日（水）午後1時49分
 3 閉会の日時 令和6年9月18日（水）午後2時36分
 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター 4階大会議室
 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
 出席14名 欠席3名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	欠席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎
 参事 今村 正樹 農地担当課長 竹田 了久
 担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
 (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 6番 賀門 義和 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

- 議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第164回総会を開会します。（あいさつ）
議事録署名委員を指名します。6番 賀門委員、17番 和田委員にお願いします。
議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。
- 田尾係長 議案の訂正があります。
本日お配りした正誤表をご覧ください。
農地法3条申請の18番は9月12日付で、農地法5条申請の22番は9月11日付で取り下げになりました。
また、先月許可の議決をした南区藤田の流通業務施設（倉庫・事務所・駐車場）を転用目的とする5条申請は、面積が3,000m²を超えていましたので、8月28日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり、許可指令書を交付しています。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。
申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入れます。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1ページ2番及び3番は、受人が同一で同時申請のため、まとめて説明します。
受人は白石に事務所を置き、約1.2haの農地を耕作する法人で、増反により芳賀の田を20年間使用貸借しようとするものです。
解除条件付きの契約であることなど、一般法人が農地を借り入れて耕作するための要件を満たしています。また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 4番、受人は檜津に居住し、新規農により檜津の畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 5番、受人は富原に居住し、約51aの農地を耕作する農業者で、増反により富原の畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 6番、受人は津高に居住し、約2aの農地を耕作する農業者で、増反により津高の畠を取得しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 7番、受人は千葉県流山市に居住し、新規農により檜津の畠を取得しようとするものです。なお、受人は渡人より檜津の住宅も購入しており、11月頃に転入する予定です。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ8番、受人は牟佐に居住し、約6.2haの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は金山寺に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により金山寺の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は田益に居住し、約8haの農地を耕作する農業者で、増反により田益の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受人は尾上に居住し、約2.6haの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、受人は尾上に居住し、約1.2haの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、取り下げの1番を除く2番から12番までの11件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ13番、受人は川入に居住し、世帯で約15haの農地を耕作する農業者で、受贈により川入の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は門前に居住し、新規農により高松の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は下足守に居住し、世帯で約2.8haの農地を耕作する農業者で、増反により下足守の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

- 遠 藤 委 員 北・吉備地区協議会で、13番から15番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田 尾 係 長 2ページ16番、受人は御津河内に居住し、新規農により御津河内の畠を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 3ページ17番、受人は御津伊田に居住し、新規農により御津伊田の田畠を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 19番、受人らは奈良県及び兵庫県に居住し、約38a耕作する農業者で、増反により建部町川口の畠を所有権移転しようとするものです。なお、受人は令和6年4月に建部町川口の空き家を購入しており、リフォーム後、令和6年内に転居する予定です。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 浦 上 委 員 御津・建部地区協議会で、取り下げの18番を除く16番から19番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に南区の説明を事務局からお願ひします。
- <※ 國定委員 退室>
- 逢坂課長補佐 3ページ20番、受人は藤田に居住する農業兼会社役員と北区平野に居住する農業兼会社員で、世帯で約1.1haの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 21番及び22番は、同時申請で受人が同一のため、まとめて説明します。
受人は妹尾に居住する自営業者で、新規農により妹尾の畠を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。
- 23番、受人は箕島に居住する会社員で、新規農により箕島の畠を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は東区宿毛に居住し、世帯で約2.9haの農地を耕作する農業兼会社員で、増反により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4ページ25番、受人は片岡に居住し、世帯で約70aの農地を耕作する農業兼会社員で、受贈により片岡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は藤田に居住する会社員で、新規農により北七区の祖父が所有する田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は倉敷市有城に居住し、植松に事務所を置く自動車板金業を営む自営業者で、新規農により植松の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員　　南区協議会で、20番から27番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(1)は、取り下げの1番及び18番の2件を除く2番から27番までの25件については、全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

<※ 國定委員 入室>

議長　　次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐　　5ページ1番、農地改良を目的とした一時転用です。

申請人は千鳥町に居住し、世帯で約30aを耕作する農業兼団体役員ですが、申請地にて畑作(野菜や花の栽培)を行うため。盛土工による農地改良を行います。一時転用期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までです。

農地区分は農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。転用面積については、約3000m²の体験農園の土地利用計画から妥当なものと判断されます。また、被害防除計画等、その他的一般基準上も問題ないと考え

ます。

2番、本件は令和6年4月19日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は農家住宅で、5条申請29番と同時申請で同一地です。

申請人は西七区の夫の所有する持ち家に、夫婦、夫の両親、長女一家、次女一家の計12名で生活していますが、家財道具や農機具が増え手狭になつたため、現住居から近い自己所有の申請地に、5条申請の長女と共同で農家住宅を建築し、申請人と長女一家が居住しようとするものです。なお、現住居は夫とその両親、次女一家が住み続けます。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり自己所有地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。

また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、1番及び2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)の2件については、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、1番は転用面積が3,000m²を超えておりますので、9月30日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ1番と2番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。いずれも転用目的は自己専用住宅です。

1番、申請人は北区東花尻の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人は北区今保の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらず、また、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番と4番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年4月19日付公告の農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

3番、申請人は北区西長瀬の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近く、申請人の妻の姉家族の家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人らは南区新保の借家に申請人ら2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分はインター出入口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から8番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

5番、申請人らは南区西市の借家に申請人らと家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(母)の実家に近く、子どもの勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人らは北区檜津の申請人(妻)の父所有の賃貸住宅に申請人らと子ども2人で生活していますが、入居希望者が現れたことから現住居を退去し、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人らは北区檜津の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人らは北区久米の借家に申請人らと子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人(夫)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 7ページ9番から12番までは同時申請で、同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

9番、申請人は平野の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び勤務先に近い、申請地の所有権を移転し、

自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は田中の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は檜津の借家に家族2人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は庭瀬の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び妻の勤務先に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番及び14番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

13番、申請人は倉敷市の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は国富の借家に家族2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の実家に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ15番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は門田屋敷三丁目の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い、申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員　北・吉備地区協議会で、9番から15番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐　8ページ16番から10ページ21番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年4月19日付で農振除外公告済の案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

8 ページ 16 番，申請人は洲崎二丁目の借家に夫婦と子ども二人で生活していますが，家財道具が増え，手狭になったため，申請人の実家に近くなる申請地の所有権を取得して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

17 番，申請人らは大福の借家に夫婦で生活していますが，家財道具が増え，手狭になったため，夫の実家から近い申請地の所有権を取得して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

9 ページ 18 番，申請人らは南輝二丁目の借家に夫婦と子ども一人で生活していますが，家財道具が増え，手狭になったため，現住居から近く，生活環境が変わらない申請地の所有権を取得して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

19 番，申請人らは当新田の借家に夫婦で生活していますが，家財道具が増え，手狭になったため，現住居から近く，生活環境が変わらない申請地の所有権を取得して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

20 番，申請人らは新保の借家に夫婦で生活していますが，家財道具が増え，手狭になったため，現住居から近く，夫の職場に通勤しやすい申請地の所有権を取得して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

なお，10 ページ 21 番については，申請内容は同様ですが，資金証明の提出が遅れているため，保留意見となっています。

11 ページ 23 番，転用目的は露天資材置場，露天駐車場です。

申請人は飽浦に事務所を置き，建設業を営む法人ですが，資材置場が不足しているため，会社に近いため資材管理がしやすく，交通至便な申請地を露天資材置場と露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は，児島地域センターから半径 300 m 内の 3 種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。転用面積については，碎石，真砂土，砂と型枠の置場，資材積込場，転回広場，重機置場，車両置場として利用する土地利用計画から妥当なものと判断されます。被害防除計画等，その他の一般基準上も問題ないと考えます。

24 番から 27 番までは，同時申請で同じ地域のため，まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

24 番，申請人らは倉敷市四十瀬の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，妻の職場に近い申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

25 番，申請人は北区平田の借家に夫婦と子ども 1 人で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，妻の職場及び実家に近い申請地の所有権を取得し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

26 番，申請人らは西市の借家に夫婦で生活していますが，家財道具が増え手狭になったため，夫婦それぞれの職場に近い申請地の所有権を取得し，住宅を建築しようとするものです。

27 番，申請人らは東区広谷の借家に夫婦と子ども 1 人で生活しています

が、家財道具が増え手狭になったため、夫婦それぞれの職場に近くなる申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12 ページ 28 番、転用目的は工事用道路で、原形復旧を伴う一時転用で、一時転用期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日です。

申請人は倉敷市笹沖に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、令和 5 年度岡山環状南道路東畦地区補強土壁他工事に伴う工事用地の借地とするため、申請地に賃借権を設定し、重機の足場となる工事用道路として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29 番、4 条申請 2 番と同一地です。

申請人は渡人の長女で、渡人と共同で農家住宅を建築しようとするものです。その他の説明は 4 条申請で説明したとおりですので省略します。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、取り下げの 22 番を除く 16 番から 29 番までの 13 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、21 番を保留意見、残る 12 件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（3）については、取り下げの 22 番の 1 件を除く 1 番から 29 番までの 28 件ですが、21 番を保留とし、残る 27 件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、23 番は、転用面積が 3,000 m² を超えていますので、9 月 30 日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に、申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 13 ページ 1 番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和 6 年 6 月 20 日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。

当初は、単独で所有権移転する予定でしたが、銀行融資の関係で共有名義にしようとするとするもので持分以外の変更はなく、転用許可基準上、問題がないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1 番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、1番の1件ですが、承認と決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について審議します。事務局より説明をお願いします。

逢坂課長補佐 （5）利用集積計画（所有権移転）について説明します。

14ページ中・中央地区1番から15ページ南区1番までの3件です。

農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、中・中央地区1番及び南区1番は所有者から財団へ、中・中央地区2番は財団から耕作者への所有権移転です。

いずれも計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 16ページ1番から20ページ17番までの17件で、13番は相続による賃借権の取得で、残る16件はいずれも相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）については、17件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、21ページ1番から5番までの5件で、転用目的は道路後退用地1件、宅地1件、アパート用地1件、駐車場1件、分譲住宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、22ページ1番から10番までの10件で、転用目的は、敷地拡張1件、分譲住宅地3件、露天駐車場2件、宅地拡張2件、共同住宅用地2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、23ページ1番から24ページ5番までの5件で、解約理由は耕作目的4件、転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、25ページ1番及び2番の2件で、内容は、農業用倉庫、通路1件、農業用倉庫1件です。

報告（5）農地改良届については、26ページ1番から5番までの5件で、内容は、普通野菜畠4件、普通野菜畠、果樹園、花卉畠1件です。

- 議長　これらの報告について、ご質問等はありますか。
- 全員　ありません。
- 議長　それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局　第2号議案を説明
- 議長　以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。
- 事務局　次回総会予定（10月18日（金）岡山市勤労者福祉センター4階大会議室）
- 職務代理　これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時36分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員